



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年5月20日
観光庁

県民割支援（地域観光事業支援（需要創出））の 期間延長について

県民割支援（地域観光事業支援（需要創出））の実施期間を令和4年6月30日宿泊分まで延長することを決定したので、お知らせします。

- ・ 県民割支援（地域観光事業支援（需要創出））の実施期間については、5月31日宿泊分（6月1日チェックアウト分）までとじていましたが、本支援の活用状況を踏まえ、6月30日宿泊分（7月1日チェックアウト分）まで延長することを決定しました。
- ・ なお、都道府県ごとの県民割事業の詳細な実施状況については、各都道府県において設置しているコールセンターまでお問い合わせください。（別紙）

【問い合わせ先】

観光庁

担当：牧田：03-5253-8329

杉田：03-5253-8329

荒井：03-5253-8328